

平成30年度 第2回いじめ問題対策連絡協議会議事録

- 1 開催日時 平成30年11月5日(月) 13時30分～15時30分
- 2 開催場所 三重県勤労者福祉会館 職員研修センター第2教室
- 3 出席者
(委員) 伊藤委員、岡島委員、久保委員、近藤委員、笹原委員、清水委員、
野呂委員、藤原委員、松ヶ谷委員、村島委員、矢田委員、宮路委員

(事務局) 山口課長他6名
- 4 会議の公開・非公開 公開で実施
- 5 議事録

(事務局)

本日は、皆様、お忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日もご出席は、委員14名中12名で、三重県いじめ問題対策連絡協議会条例第6条により、会議が成立することをご報告いたします。

本日、公務の関係で中谷委員、前野委員におかれましてはご欠席となっております。

それでは只今より、平成30年度第2回三重県いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、三重県教育委員会事務局生徒指導課長の山口でございます。よろしくお願いいたします。お手元の事項書に沿って、進めてまいります。議事に入ります前に本日の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、事項書のほかに資料1から5までございます。お手元をご確認いただきまして不足等ございましたらお教えてください。よろしいでしょうか。

なお、本日の協議会は公開で行います。記録のために録音をさせていただきますのでご了承ください。

それでは引き続き本協議会の藤原会長に議事をお願いしたいと思います。

(藤原会長)

協議会は本年度おそらく今回が最後かと思っておりますので、三重県いじめ防止基本方針改定案を確定しないといけない、完璧というわけにはいかないかもしれ

ませんが、確定していかなければいけないという役割が我々にあります。時間が限られておりますので委員の皆様活発な議論で、しっかりした改定案にしていきたいのでよろしくお願いいたします。

それでは、協議の1です。改定案の説明を事務局の方からお願いします。

(事務局)

それでは、失礼いたします。改定案については、資料2から5にかかわりますので、資料2から5を説明します。長いので途中で切って、そして委員の皆様から、御意見をいただきたいという風に思っております。

まず、資料2をご覧ください。方針改定案の意見聴取ということでA4の横書きのものなんですけども、実は10月の中旬から下旬にかけて、市町教育委員会、それから教育関係団体等にこの中間案をもって意見聴取をいただいたんですけども、ほとんど意見を頂戴することがなかったという結果になっております。4項目で、裏面にもありますが、1から4の意見を頂戴しているところでございます。ある市町教育委員会のほうから、ちょっと締め切りに間に合わなかったので、この後、どうしても出したいというような話もありまして、まだ頂戴しておりませんので、今日ここで、それぞれの意見に対する、教育委員会の考え方というのをお示しできないのです。そういったところは、また、次回以降に、次回というか、今後事務局の方にですね、意見を拝するというか、含めて議論して、今後の進め方にもかかわりますけど、11月の30日にいじめ対策審議会という教育委員会の機関に、この改定について、意見を頂戴する。そういう意見、それから、これから出てきた意見を踏まえて12月くらいにきちんともう一度修正したものを最終案という形のものになると思いますけども、そういったものを委員の皆様にもまた冊子でもってお配りして、それに対して最終の意見を頂戴するような機会が会議としては設けられませんが、ペーパー等でご意見があればというようなことも考えたりもしておりますけども、会長の藤原先生と一度ご相談をさせていただいて、どういうやり方がいいのかということをご了解いただけたらというふうに思っております。また、わたしのほうから藤原先生に了承をしていただければと思っております。ちょっと前置きが長くなりましたけども、意見聴取したものは4項目ございまして、1つ目は、そこに書いてあるように冊子の資料3になりますけど、5ページのところの備考欄のところになりますけど、子どもLINE相談みえは必要ないかということ、2つ目は資料3の8の1ページから3行目のところですけど、この子どもというのは小中学生のことをさすのか、どういうことなのか、ということと、3行目あたりになりますけど広報啓発とか具体的にどうしているのかというようなことをするのか意見をいただいております。それから3つ目は、資料3の13ページの19行目から

22行目にかけて、人権教育の充実について記載する必要性はないかという意見をいただいております。それから裏面の方になりますが、4つ目が、同じく13ページ37から38行目性同一性障がいや性的思考のあたりの記載について、国の方が出している文章に統一してはどうかというようなご意見をいただいております。これらのご意見に対して、事務局としてこのような考えた方を持っているというのが後程、資料3の説明の時に同時に説明をさせていただきますので、こういうご意見が出ているということをまずはお知りおきいただきたいと思っております。

それで、資料3の方になります。資料3の方は今回のようなお示しの形になります。前回の会議の場では、資料4の形でA3の縦のものをほんとに概要のものを案という形でお示しをしまして、この資料4に基づいてもう少し、このような形になりますというようなものが資料3になります。それで資料3と資料4を同時に見ていただくとありがたいかなと思っております。また、資料3の1ページになります。1番本方針の内容になります。ここについては、資料4でもありますように条例を制定しましたので、その目的や基本理念をしっかりと示して県が実施すべく施策であるとか重大事態に関する記載をするというようなことでこの方針を策定するというあたりを記載するということになっています。1ページの2になります。いじめの防止等のための対策の基本的な考え方ということで、ここでは条例の目的、それから2ページに行ってください(2)のですね、基本理念、そして(3)のいじめの定義というようなそれから4ページの(4)のいじめの理解、この4つの構成でまとめていきたいというふうに思っております。戻っていただきまして、まず、1ページの(1)の条例の第1条の目的にあたることですのでこれをですね、そのまま記載しておるところでございまして。こういう目的をもって条例を踏まえて、やっといこうと基本的に考えております。それから2ページ(2)が基本理念です。これは条例の第3条、基本理念というところを、そのまま記載しております。それから、(3)のいじめの定義です。いじめの定義については、いじめ防止条例の第2条の1項目にあたりますので、そこをそのまま記載して四角囲みの下の説明は定義の補則説明を4ページの2行目まで書いてあるわけですが、記載内容については、国の方針に書かれているものと合わせておりますので、この記載内容については、国の方針と同じ内容になっておることです。それから4ページの(4)のいじめの理解です。いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるというところから始まって、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である、というところまでです。このいじめの理解についてですが、もともと県の基本方針に書いてあったことを引用しておりますので、現行の方針のまんまで、この部分については普遍的なものであるというふ

うに考えておりますので、これはそのまま残しておこうというふうに思っております。それから、4ページの中段からですが、3番、三重県が実施するいじめの防止等に関する施策というところになります。(1)が県の責務ということで条例の第5条で、県の責務としておりますので、そのまま引用しております。

(2)は、いじめの早期発見のための措置というところで条例の場合は第15条に、早期発見のための措置ということとしておりますので、それをそのまま引用しているのと、5ページ以降については、もう少し、補則して説明を加えているということで、(ア)(イ)(ウ)というふうが続いていくわけですけど、(ア)定期的な調査等というようなところがあります。ここについては、児童生徒の小さなサインを見逃さないでいじめを発見するために、アンケートであるとか、情報モラル教育の推進とか、ケータイやネット上における書き込みの監視であるとか、そういったもので県として今やっているものを載せておりますので、県が取り組んでいる内容を踏まえて、記載をしております。5ページの真ん中以降になります。(イ)の相談体制の充実及び周知になりますけど、ここについては、現在、県がやっているような取り組みを踏まえて書いているということになります。本年度は新しくSNSを活用した相談窓口というのをつくっておりますので、そういったことを書いているということになります。それから従来からやっている電話相談窓口、そういったところを、周知徹底していくというようなことも書いております。注釈のところになりますけれど、そこに子どもLINE相談みえであるとか、これまでの電話相談窓口を一覧として示しておりますけど、ここについては、それぞれの相談窓口を持っていらっしゃる関係機関のところから、ここをこういう風に修正してほしいというところが、ご意見等ありますので、そこは尊重してそういった形で修正をしていきたいというふうに思っております。続いて6ページをご覧ください。6ページの(ウ)個人情報の保護というところになります。通報、相談については、適切に個人情報を保護するというようなことがここでは書かれております。(3)です。いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上というところになります。ここは条例の第16条で、人材の確保、資質の向上の規定がありますので、そのところを引用しております。それに加えて補足的説明として今現在県の方で取り組んでいる内容を踏まえて記載をしております。内容的には、上段の方は、資質向上の研修の充実ということで担当者の講習会の開催や、本県で三重県教育委員会が校長及び教員としての資質の向上に関する指標というのを策定しておりますので、それに基づいた研修会の開催というのを今後やっていきますので、その中に当然いじめの問題の理解とかそういったことを入れていくというようなことで、資質向上を図っていくということ。

それから、いじめ問題の解決のためのリーフレットであるとか、指導教材、指

導資料等を活用した研修会の開催をするといったところが記載されております。それから2つ目の専門的知識を有する者の確保というところでこれも、県の教育委員会としてこれまで取り組んできたことを踏まえ記載しております。スクールソーシャルワーカーさんであるとかスクールカウンセラーさん、生徒指導特別指導員さん、そういった専門的な知識を持った方が学校現場に行って、学校の支援をするとか、あるいは昨年度なんですけど、弁護士さんのお力を借りて出前授業であるとか、そういった出前授業だけでなく、学校の困った事案に対してのご助言をいただくというようなことも踏まえて、そういう取り組みをしているという記載内容にしております。

それから7ページですけど、(4)ですね、インターネット上のいじめ対策になります。これも条例の第17条に、記載しておりますので、それを踏まえて必要な啓発を行うというような記載になっています。それから(5)です。いじめの防止等のための啓発活動ということで、条例の第18条で啓発活動という項目がありますけども、ここでいじめ防止に関することの重要性であるとか、相談とか救済の制度について啓発していくということと、それから4月と11月が強化月間であるということ等をうたっておりますので、それらを踏まえた補足説明をその下に記載しております。それで8ページのところで意見をいただいていることと関わっていきますので8ページの上から3行目までの中で、子どもって小中学生のことかってという意見をいただいています。これについては、資料2の一番端にありますけど、ここは、子どもって言う表現ではなくて児童生徒に合わせていこうというふうに思っております。この資料3の中に、子どもって言う表現を使っているところがほかにありますので、そこは条例は児童生徒というようにしていったほうが良いという風に思うところもありますので、この後、子どもって表現を使っているところを精査して、児童生徒というように改めていったほうが良いのか精査していこうと思っておりますけど、とりあえず、この6については、児童生徒や保護者が希望する場合には、というふうに修正していこうと考えております。

それから、意見2の②のところになりますけど、広報啓発の充実というところですけど、確かに7ページの条例第18条に引用したところを見ると、第1項のところ救済に関する制度等について広報その他の啓発を行うものとするとして書いてありまして、充実ということばを使っていませんので、ここについては、必要な広報啓発を行うものとするというふうなかたちで修正をしていきたいというふうに思っております。これは事務局案ですので、また皆さん方のほうからご意見を後でいただけたらというふうに思っております。(6)です。学校相互間等の連携協力体制の整備というところになりますけど、条例第19条でここをうたっておりますので、それをそのまま引用しております。それから(7)です。

この会のことをいっておりますが、いじめ問題対策連絡協議会というところですが、これは前の、現行の県の基本方針では、基本方針が策定された後に、この協議会の条例ができてきちんと位置づけられたという経緯がありますので、だから26年の1月に県の方針ができて、その26年3月にこの連絡協議会の条例が制定されましたので、そのこのところをきちんと位置づけておく必要があると思っておりますので、今回この条例により設置しているというふうな形で記載をしたいと思っております。それから構成でいくつかの関係機関、団体が並んでおりますけど、この中に、三重県高等学校長協会というところが、少し名称が変わってきておりますので、三重県立高等学校長協会というふうに修正を加えていこうというふうに思っております。それから、(8)です。三重県教育委員会の付属機関ということで、三重県いじめ対策審議会というのがありますけど、ここも平成26年3月、この現行の方針が出来た後に、条例で設置されておりますので、先程の(7)と同じようにその条例により設置しているというふうに記載を修正していきたいという形で、今、記載している内容でいきたいと思っております。いったんここまでで切らしていただいてもいいですか。県の施策についてまで行ったということで、条例のひととおりの内容に沿って、ここを改訂したいということになります。以上です。

(藤原会長)

では、改定案、中間案と書いてある冊子の、9ページの4行目まで説明があったということになりますので、そこまでのところで、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(近藤委員)

失礼いたします。先程の説明の中で、この改定案資料3の5ページにあります※3のところですが、警察の方から出させていただいた意見が反映されるということでもよろしいですかね。簡単に申し上げますと、「少年相談110番」ですが、月曜日から木曜日ではなく、平日すべてやっております。「少年サポートセンター」は、県下18警察署の中にあります、4つのいわゆるセンター署に設置しております。また、少年相談はそこだけではなく、各警察署それぞれに警察相談窓口というのがありますので、そういった意味合いで、三重県警察というように変更をお願いします。それに伴いまして、21行目から若干意見を提出させていただきましたので、事務局の方で対応していただきたいと思っております。以上です。

(藤原会長)

21行目というのは5ページということでしょうか。どんな意見がでているか一応教えてください。

(近藤委員)

SNSを活用した相談窓口等により相談体制を充実するという中身だったんですけど、そういった組織上の運用というのもございまして、ここについては幅広く、相談体制を充実しまして、関係機関、団体という窓口の周知を図るという意味合いであつたらどうでしょうか。

(藤原会長)

この点はいかがでしょう。

(事務局)

まず、5ページの、注釈のところの警察の相談窓口ですけど、これはもうおっしゃるとおり、記載内容をかえさせていただきたいと思っております。ほかの相談窓口についても、もしかしたらこちらの認識と違う場合がありますので、そういったところも含めてまた教えていただけたらと思います。それから、21行目のこととなりますけど、相談体制を充実し周知を図るところでありますので、基本的にそういうような修正を加えていきたいというふうに考えております。以上です。

(藤原会長)

他の団体で、ここに記載されていることは、弁護士会もよろしいですか。あと、ここにいらっしゃる方で言ったら教育委員会はまだ間違いないと思いますが、法務局は今日いらっしゃらないですけど、児童福祉の方は、チャイルドラインですか、これもよろしいですね、他にいかがでしょうか。

なかなか基本的なことを書くと思うんですが、やはり意見というのは出にくいような気がしますけど、引き続き、教育委員会にご提案していただいてから最終的に意見をいただき、できましたら委員の皆さん、一言ご発言をいただきたいと思っております。では、提案の方、引き続きお願いします。

(事務局)

それでは、9ページの4番のところからお願いいたします。

学校が実施するいじめの防止等に関する施策というところになります。もともとは、前回も出していたのですが、県立学校と私立学校が実施する施策というふうに、ここの表題になっていたのですが、条例上、学校というのは、県内

の学校はすべて含むということですので、ここは学校が実施する施策というふうに表題を変えたいというのがまずあります。で、(1)ですけど、学校の、いじめ防止基本方針の策定というものなんです。ここについては、条例の第13条で、きちんと規定しております。この条例で規定している内容も、実は平成29年3月の国のいじめ防止基本方針の改定の内容を踏まえて条例の規定というところもありますので、だいたい国の方針の改定も踏まえていると思うんですけど、当然、学校としては、方針を策定すると定めるということもあって、この方針を定める意義というのを、当然こういうことがあるんだとこの方針のところに記載しております。まず1つは、教職員が抱え込まずに組織で対応すること。二つ目が、そういう対応等をきちっと示しておくというのが子どもたちに安心感を与えるとか、あるいはその加害行為の抑止につながること。それから3つ目、加害の支援というのを位置づけることで、加害の支援が必要だなということ、ここに記載をしております。その後、方針にはこういったことが内容に必要であるということを書いて、ずっと続いていくわけですけど、9ページから10ページですけど、25行目まで基本的な方針の中に盛り込んでいくべきことを、書いているんですけど、これは国の基本方針が変わったものに合わせて記載内容を変えておりますので、ほぼ国の方針と同じような内容になっております。国の方針の変わっている部分には10ページぐらい、10ページのところに具体的に書いてありますけど、PDCAサイクルで点検・検証・改善というようなところ、きちんと方針を読んでいくとか、あるいは未然防止の達成目標なんかを設定して、学校要覧において目標も達成状況を評価していくとか、それから保護者とか地域住民や関係機関の皆さんの参画を得た方針なるようにとか、それからその自分のところの学校だけで示すものではなくて、外部にきちっと示してその学校の取り組み内容がきちっとわかるようにしていきなさいというようなことを、この前回の改定に書かれていますので、そういったことを反映して記載しております。それから(2)です。学校のいじめ防止対策のための組織というところなんですけど、ここも、国の方針の改定に沿って、かなり詳しく国のほうが改定していましたので、それに沿ってほぼ同じようなかたちでここは記載しております。例えば11ページのところですけど、この組織というのは未然防止、早期発見・事案対処、方針に基づく各種取組というふうに項目別に、こうゆうふうな役割があるというようなことを、具体的に国の方針の改定時に記載をされておりますので、それでそういったことを踏まえて引用して書いております。

それから12ページ、真ん中より少し下のところまで続いていきます。当然その専門的な知識を持った方と連携しながら、必要に応じてこの組織を位置づけるということを考えているということです。ここはほとんどが国の方針を引用

して記載しているということになります。12ページのところをご覧ください。

(3)です。学校におけるいじめの防止等に関する措置というところでは、いじめの未然防止というところで、条例の第7条に、学校の教職員の責務が第1項のところにあるわけですが、第1項から第4項のところなんですけど、それと学校の措置としては、第7条と13ページの第17条のところ、条例第17条のインターネット上の対策の推進のところが、学校の措置というところに該当しますので、このところを踏まえて記載していこうと考えております。13ページの19行目から22行目のところ、この部分について意見聴取のところで意見をいただいているところがあります。意見聴取の3番のところになりますけど、人権教育の充実とかいろいろ記載内容が書かれておりますので、ここを資料2の3のところの一番右端のところのように修正をしようと思っております。いま両行で示しているわけですが、条例第7条に規定されている未然防止の観点に沿って、未然防止の基本を記載するため、このようにかえていこうかなとこちらの方は思っております。カギ括弧がついているところになりますけど、教職員はいじめがどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえるとともに、自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、未然防止に取り組む。未然防止の基本として、条例にもありますように、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る必要がある。また、保護者、地域住民等と連携し、児童生徒が主体的にいじめの防止に取り組むための支援が必要である。さらに児童生徒、保護者に対していじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発を行う必要がある。そして、これが条例の第17条ですけど、インターネットを通じて行われるいじめの対策として、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成等の教育を行う必要がある。いうふうにして、その他にも学校として特に配慮が必要な生徒についてにつなげていきたいと考えております。

ここで人権教育の、人権を尊重して、人間関係を築く様な人権教育の充実というふうなところを記載することによって、ご意見に一定の対応ができるのかなというふうに思っております。その他にも、以降なんですけど、実は国の方針が改定された時、別添2の3ページのところに記載されている内容を、そのまま引用しております。いろいろ児童生徒の、特性を理解して情報共有して学校全体で注意深く見守っていく、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組むというところなんですけど、一つは発達障がいを含む障がいのある児童生徒の理解、2つ目が海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生

徒、外国につながる児童生徒、3つ目は、性同一性障がいや性的指向・性自認にかかる児童生徒で、14ページになりますけど、東日本大震災により被災した児童生徒、又は原子力発電所事故により避難している児童生徒、こういう子ども達に、特別な配慮が必要な児童生徒についてというところの記載がありますので、ここはあらためて県の方針にも記載をしておきたいと考えているわけです。ここで、意見聴取で4番にあたりますけど、13ページの一番最後の段のところです。ここで意見をいただいております、27年に文科省が発出した「性同一性障がいに係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を踏まえた表記としてはどうかというようなことが書いてありますが、ここは、国の方針で同じ様に書かれておりますので今の原案のままでいいのではないかとこちらとしては考えております。

続いて14ページです。(イ)の早期発見のところ、条例の第15条です。早期発見の措置ということの規定しております。学校としては早期発見のための措置は第1項がそこにあたりますけど、こういうことをするものというふうに書いてあります。定期的な調査とか面談その他の必要な措置を講ずるということが学校の措置なんです。それに加えて児童生徒や保護者に対して、相談を行うことができる体制を整備すると書いておりますので、それに対する説明的なことを今回記載をしております、当然これが、各学校で学期に1回アンケートをするというような県の基本方針にのっとってやられていることであるとか、それから国の方針、こういう記載ぶりがあるわけですけど、25行目のところになります。いじめの情報を教職員に報告するということは非常に勇気のあることである、そういったことを教職員が理解すべきだというふうに国の方針で記載されておりますので、そこは大事なところかなというふうに思っております、引用をしております。それから28行目になりますけど、いじめを正確に認知することはいじめへの対応の第1歩であると。正確な認知については以下の点について留意すること。ここは、実は平成30年3月に文科省の方から通知として出された文を引用しております。「いじめ防止対策の推進に関する調査に基づく勧告を踏まえた対応について」ということで実は、学校現場の方で正確に認知されていないのではないかというようなことが調査でわかってきたというようなことで、通知を文科省が出したもののなのです。つい最近。そのところでやはり大事かなというふうに思っておりますので、14ページの一番下の段から15ページの14までの○の3つまでについては、各学校現場でぜひ知っておいてほしいということで、前回、矢田委員のほうから、この通知を踏まえた記載が必要ではないかという意見をいただきましたので、この部分、今回反映して記載をしていることです。それから続いて15ページです。(ウ)いじめに対する措置です。いじめに対する措置は、条例の第7条第1項、組織で対応し

て適切に対処するというふうに規定しておりますので、それが大原則になりまして、そういったことを記載しており、16行目の最後のところに学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得るというようなことは国の方針の改定に書いてきたことですので、このようなことも記載しています。それから29行目のところになります。これも国の方針の改定時の内容を反映しております。いじめが解消しているのは少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があるということです。いじめの解消要件を、国の方針の改定時に示してきましたので、そこはきちんと押さえておく必要があると思ひまして、15ページの最後から16ページにかけて解消要件を示しております。①としていじめに係る行為が止んでいること、だいたい、少なくとも3ヶ月くらいを目安とすると。それから②は被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことということですので、面談等で保護者を含めて確認するというようなこと、この2つをきちんとやって、この2つの条件にあてはまればはじめていじめが解消というようなことで、今もう全国的に動いていますので、そこをきちんと押さえておく必要があるということで、こういうふうに引用にしております。

それから続いて17ページの5の重大事態への対処というところになります。ここは、条例にも重大事態の対処、第20条というところで規定されていますけど、当然、法で規定されていること、それから方針、それから国が出しているガイドラインや指針もありますので、そういったものによって適切に対応するという事を、17ページに記載をしております。(1)が重大事態とはということなんですけど、これは法で示されているように2つあります。①が生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合、それから②が、相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、この2つをもって重大事態というふうに法で規定されていることをまず押さえておいて、それ以降につきましては国の方針で書かれているようなことを、引用しております。17ページは大体引用で終わっています。18ページをご覧ください。

(2) 報告(第1報)です。重大事態が発生した場合は必ず設置者に報告ということです。設置者が、その事案の調査を行う主体等について判断するというようなことで、学校によってどこへ報告するかということですね、きちっと住み分けられておりますので、そういった基本的なことをここでは記載しております。公立学校であるとか公立学校の中で小中学校等、県立学校と報告するところが違いますし、私立の学校とか国立の学校であるとか、そういったところは違いますので、そういったところを記載いたしております。(3)の調査の組織ですけれど

も、重大事態の調査の組織はこういった調査を行うということを記載しているわけですが、一般的には第三者を加えた組織で調査を行うことですね。今は流れ的になっておりますけど、そういったこと、調査には公平性、中立性を確保するよう努めることが求められるということです。(4)の調査ですけど、この調査というのは、こういう目的を持ってやっていくことなんですけど、事実と向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図ることが目的であって、誰が悪いとかというようなことを確認し合うものではなく、再発防止のために、あるいはその事案を受けて、今後学校とかが考えていくべきことについて確認をし合うというのが目的であるということを挙げております。19ページのところにいきまして、子どもが、いじめ等により亡くなった場合について、これは文科省の方で指針を出していますので、それによって適切に対応するということが記載しております。19ページの27行目のところから、調査実施前には、被害児童生徒・保護者に対して①～⑥の事項について説明することということで、①～⑥が20ページにかけて記載されておりますけども、ここには、実は記載していないですけど、一回(4)調査の後ですね、調査実施前には説明することという段に、(5)を入れて修正した方がいいのかなと、改めて見ていました。流れが少しかわっていくので、ここで(5)被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等とかいうような見出しをつけて記載していったほうがいいのかというふうに思っておりますので、またご意見をいただければと思います。そして20ページにかけて、先程申し上げた①～⑥のことについて、重大事態になった場合には、被害側にこういったことを説明するということが、これは国のガイドラインに沿って記載をしておりますので、そういう手続きを踏むという流れになります。そして、これから20ページから21ページの7行目くらいまでずっとあるわけなんですけど、21ページの(5)と書いてありますけど、先程の(5)を入れると、ここは(6)になるのかなと思いますけど、調査結果の提供及び報告ということですが、ここについても、調査が終わったらきちっと情報提供しなければいけないということが法で義務付けられておりますので、その手続きのことを国のガイドラインに沿って記載をしているということになります。で、22ページが(6)になりますけど、(7)になります。再調査ということで、これも法で義務付けられている再調査について書いてあります。

それから大きな6番で、学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力というところなんですけど、もともとは、現行の方針でいきますとその他重要事項とか、書いてあったんですけど、ここでは、条例の第22条に、学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校の協力について、必要に応じて、情報提供するとかその他協力を行うというふうに規定をしております。

すので、それと同じことになりますので、ここは表題を変えて、そして条例第22条をそのまま引用して、このような記載内容でいきたいと考えております。資料3については、長々と説明したわけですが、そういった感じで、考えておるということでよろしく願いいたします。

(藤原会長)

条例に基づいて、基本方針を改定するということになってはいますが、説明を聞いていただいて、完全に学校向きの文書であるということは皆さんご理解いただいたと思いますけども、条例は本来、学校のほかにも児童生徒本人ですとか、親ですとか、事業者をはじめとする県民の皆さんが協力していじめを防止していこうという精神で作られているわけですが、なかなかこうやはりいじめ対策となると学校中心の活動ということになって、その他の活動となるとまだまだ目に見える形になっていないという、とりあえず改定案についても学校がどうすべきかということ、事柄を詳細に条例に基づいて解説をしているという、そういった中身になっているわけです。そのへんのことについては、それでいいのかといったご意見が皆さんからあるかもしれませんが、そういう位置づけなんだということです。まずは学校がいじめの防止と、実際にいじめが起きた場合にどう対応していくのかと文書として条例に基づいてこれでいいのかということをお委員さんにお諮りし、ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(野呂委員)

先ほど、13ページの25行目以降の発達障がい、障がいのある児童、それから外国につながる児童、性同一性障がい、配慮の必要な生徒を3つ並べて整理をしていただいているページがあるのですが、それぞれ書き方がずいぶん違うところがあるのですが、実は子ども福祉部では、障がい者の差別解消の条例を議員提案で作らせてもらったところがあるので、もし文言が変更なりできるのであれば、あとで修正という形でご相談させていただきたいと思っております。それは何かというと、発達障がい、障がいのところについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性の理解を深めると書いていただいているのですが、一方、外国につながる児童生徒の方は、34行目以降ですが、教職員、児童生徒、保護者等の理解の促進ということで、理解のところに生徒が入っているのですが、障がい、発達障がいのところには入っていないという風にお見受けできるということと、もう1個、性同一性障がいについて、学校として必要な対応と周知と書いてあって、教職員の理解としか書いていないのですが、ここは何か違いがあるのか教えていただければと思っておりました。

(藤原会長)

これは国の文書に基づいているんですけど、どこまで県の教育委員会が説明できるのか。

(事務局)

何故かというところは私もわかりませんが、国の方針が改定されたときに、こういうような表現で文章がのってきたんです。それを私どもとしてはそのまま引用しているといったところがあるので、何故かというところはわかりませんが。

(野呂委員)

では、そこは変わらないということですね。

(藤原会長)

それは三重県の特別に横出しのようになっているので、あえてそこは変えた方がいいと委員のみなさんの意見だったら、それで提案する方法もありますけどね。

(野呂委員)

いや、変えろとは言いつもりはないですけど、障がい者の差別を、差別といじめは必ずしも一緒であるわけでもないのですけれど、その文書については、私も明文の全部を覚えているわけではないので、そこでもし言われたときに、いや、これは国の文書なので変わらないんですという説明でいいのかどうかということを含めて、少し整理をさせていただいた方が、何か項をつけるとか、何か注釈をつけるなり、そういうところでやらないと、同じように三重県が作った条例とこっちの方針が違うよねというのは少しいかがというところもありますけど、また御相談させていただきたい。

(藤原会長)

その部分は委員の他の皆さんからも御意見いただきたいと思っています。国の書いているものでいいのかどうかという。三重県は条例を作ったわけですから少し国の方針よりも地域、県民の皆さんへの啓発や周知を徹底させていこうというような条例になっていますので、その部分は必ずしもそのあたりの文章を国の通りにしなければならないといったことではないとは思いますが。ただ国の文書と違うことにするならば、なぜそうなのかといった説明がきちんとできないといけないと思いますけど、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

弁護士、弁護士会の立場としては、プラスの方向だと思いますので、進めていただくということによろしいかと思います。

(藤原会長)

それでは、この件に関しては、もちろん御意見があったらいただいていた方がいいんですけど、他の観点からもいろいろ意見があるのではないかと思いますので、他の委員皆さんはいかがでしょうか。学校に向けて書かれている文書ですので、学校の先生はいかがでしょうか。

松ヶ谷委員さん、矢田委員さん御意見いただきたいと思いますが。

(松ヶ谷委員)

失礼します。特に先ほど御意見をいただきました発達障がいを含む障がいのある児童生徒につきましては、教職員だけが理解しているだけでは解決できません。実際の問題として、これを教職員が正しく理解することはもちろんなのですが、障がいのある子どもたち、あるいは保護者の理解にも、その他障がいのある子を取り囲む子どもたち、保護者にも理解してもらい、なぜそうなるのかというところへんをきちんと押さえていかないと、これは根本的に解決できないと思いますので、私も、野呂さん、伊藤副会長がおっしゃっていることに賛成でございます。ただ国の方針を少し修正することになるので、それがいいのかどうかということは別にしまして、学校現場としてはもちろん教職員が知っているだけでは何も解決しないということだけは申し上げておきたいと思います。

(藤原会長)

他の専門的立場から御意見があったら、全般にわたって、よろしいでしょうか。

(矢田委員)

条例の13条におきましては、学校は法第13条の規定に基づき、というふうにありますように、本校におきましてはすでに法に基づいて「いじめ防止基本方針」を策定しております。本年度の学校のを見てもみたら、ここに記入いただいております組織であるとか、指導体制、早期発見と取組等々の項目についても、本校におきましては入れてあるので問題はないかなと思っております。重大事態の対応につきましても先ほど指摘がありました、重大事態は何か、相当期間とは何日くらいかということも、本校の方針にも記載してありまして、そして重大事態への対応の中で、それが起こった場合は直ちに教育委員会に報告するとあ

りまして、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力しとありまして、いろいろ書いてもらってある内容については、その事態が起こった時に基づいて対応していると考えております。本校におきましても、いろいろな取り組み、例えば年間計画において事前防止の取組として、個別面談とかアンケート調査であるとかご指摘いただいているそうした重要な項目についても一応網羅しているので安心していただいております。ぜひこの中間案が各学校に降りて行って、各学校がいじめ防止基本方針の改訂に取り組んでもらえたらと思います。

(岡島委員)

障がい等についてですけど、やはり松ヶ谷先生がおっしゃられたように、当然のことかなと思っています。具体的には、教職員が学ばないと話にならないというわけですけど、生徒たちがそれを理解し、同時に保護者、まわりの大人ですね、大人が理解していく、生徒のほうは教育をしていくということが大切で、それは学校でできるんですけど、では、保護者とか地域社会の人たちはどういうふうに具体的にやっていけばいいのかなというのが、直接の方針とは違うところですけども、課題としては残っていくのではないかなというふうに考えています。

(藤原会長)

他の委員の方はどうでしょうか。この方針の中でかなり詳細に書いてあるというのが重大事態なんです。確かに提案された教育委員会のほうが(4)の調査の記述が長くて、分けた方が良かったのではないかとお話をさせていただきましたけども、確かに長すぎるんで、ちょっと思っていたんですけど、分けた方がいいのでは思っていました。すでに重大事態として県教育委員会の方にあがっているケースというのはあると思うんですけど、問題なのは重大事態が発生した場合に「直ちに学校の設置者に報告すること」とあるんですけど、例えば市町村が管理している学校でしたら、重大事態かどうかどうかを判断するため協議会を開いたり、調査の会を開いたり、保護者の意向も二転三転しますので、重大事態なのかどうかを判断するタイミングが遅くなるということがあると思うんです。ですから児童虐待とかだったら48時間ルールとかかなり厳しいルールを決めているわけですけど、これはここに書くか書かないかは別にして、重大事態については資料5も用意されていますけど、「直ちに」ということが一体どういうことなのか、学校に周知、徹底させる必要があるのではないかなと私の方は思ったんですけど、その点はいかがでしょうか。あるいは、わたしの今の発言を聞いて、少し委員のみなさんで重大事態についてのご意見がありましたら、併せて出していただいて、改めて教育委員会の方からご意見を聞きたいと思っております。

どもいかがでしょうか。

(伊藤委員)

会長からご指摘いただいたように、重大事態と早期に学校が認定する、把握するというのが大事だと思いますので、その点についてさらに踏み込んだ記載があってもいいのかなと思います。

(藤原会長)

他にいかがでしょうか。ここはいろんな専門分野の委員さんの集まりですので、自分の所属する専門分野からみてどうなのかといった意見をぜひいただきたいと思いますが。指名させていただいてよろしいでしょうか。児童福祉の方からみてどうでしょうか。

(清水委員)

失礼します。まず先週のいじめフォーラムで、森田先生がおっしゃったんですけど、森田先生の講演の中の、「社会総がかりで」ってあって、この基本方針にあんまり社会総がかりって最初のところにしか出てこなくて、もっと地域や保護者や職員も生徒もといったところが弱いのではないかなという気がしています。レジュメなんかでも、いじめと虐待がほとんど関わらないという対応が書いてあるなど思いながら読ませてもらってたんですけど。基本方針は基本方針なんですけど、いざというときにどうしやなあかんかというあたりを校長先生はじめ、担任の先生まできちんと知ってもらおうということが非常に大事だと思うので、ここに書いてありましたけど、事案対応マニュアルとかそういうものを早く作って、各学校、それこそ先生方一人一冊ぐらい持たしていただいて、きちんと対応していかんと、本当に虐待もそうなんですけど、最初の出会いとか対応で変わってしまうこともあると思うので、いじめも虐待も含め大事なところだと思いますので、早急にやっていただけたらと思いました。

(藤原会長)

ありがとうございました。確かに最初の部分はわたしも非常に気になっている部分なんですけど、なかなか具体的な活動のイメージがないですし、いろいろと教育委員会の方が書き込んでいくとなると、まるで他の県民の皆さんに押し付ける印象を与えてしまうといったこともあるのかなと思うんですけど。いろんな活動が自発的に起こってきたら、そういう部分は書きやすくなるのかなと思うんですけど。それは私の私見ですので、心理の立場から久保委員さんいかがでしょうか。

(久保委員)

失礼いたします。発達障がい他いろいろ児童生徒の理解というのが学校の先生、保護者それだけがするのではなくて、地域の方が理解して子どもたちをサポートしようといった気持ちがあれば非常に難しい問題じゃないかなと思います。だから問題が起こる前に啓発していくということが必要ではないかなと考えております。

(藤原会長)

人権教育にしても学校でいいことをしていても、家庭で崩しているという話もありますので、地域、子どもを抱える保護者の皆さんが理解することは重要だと思います。警察の立場からいかがでしょうか。

(近藤委員)

警察では重大な事案というものがあります。先ほども児童虐待の話が出ておりましたが、最近気づくのは目黒の事件がある前から、近所の方が子どもの夜泣きの声があまにもひどいとか、物音が激しいとか、最近では夫婦間での喧嘩による所謂乳飲み子が、その喧嘩の状況を見ているとか、そういった心理的なものについても虐待ということで、非常に関心が高まってきています。そういった方々がおかしいんじゃないと言った声をたくさん上げていただければ、児童相談所もフル回転らしいですけれど。いじめにあっても教職員だけでなく、当然どこの機関もそうなんですけど、住民の方の理解がないことにはうちの子どもに限ってといった親御さんも多い中で、働きかけアクションが必要になるのかなと思います。

(藤原会長)

教育委員会の委員さんどうでしょうか。

(宮路次長)

先ほどからいろいろな意見が出ているんですけど、私がこの中身に対して意見をいう立場ではありませんので、一番最初に理解をいただきました発達障がいや保護者や違いがあるところ、発達障がいについては非常に難しい問題をはらんでいると思うんです。発達障がいの子がいじめにあうとか、いじめを行うといった先入観というか偏見を持ってもらってもいけないので、なかなか難しい問題があると思っています。いじめの文脈で発達障がいの子がということを書くことは慎重に考える必要があると考えます。いままでも問題行動でそういう

ことが疑われるケースはいろいろ報告あるんですけど、因果関係は明確に証明されていません。同じように、性同一性障がいについても、他人に知られたくないというお子さんもみえます。一方で発達障がいの子の特性の周知を保護者や子どもにしていく必要があると思います。性同一性障がいについても同じだと思います。ただそれをいじめの取組の中でするのかどうかというのは、非常に慎重に考える問題かなと思います。そこをうまくやらないと逆に偏見を持たれてしまうかなということが懸念される場所です。それから、先ほど県民総がかりのことがここに載っていないということでしたが、条例を作った県がまだ全国で8つくらいしかない中で、条例では県民総がかりとうたって、県民の皆さんにそういうことを出さしていただいて、いままで条例のない中でこの方針を作っていたわけですが、全体の部分は条例に基づいてやっていく。この方針については、国の方針でも特に教育委員会とか学校の対応について示していますので、それに倣った形でこのように書いて、ここはご意見いただいて、もう少し県民の方にといいところがあれば考えていく必要があると思いますが、いまのところそういう考え方で進めております。

(村島委員)

国に準ずる形とか県独自という話しとかありましたけど、教育委員会と致しましては国に根拠がいきますので、なるべくなら国と合わせて文書があったほうが対話しやすいというふうに思っています。中身については、それぞれで引用というところでやっていけるかなと思います。もう一つは、基本方針ですので、これから具体的に書くところの線引きのところ非常に難しくって、基本方針に手だてをするとこまできっちり書き込んでくれることはありがたいところもあるんですけど、じゃあそこに係る部分は書いてなかったりしないのかとか、じゃあ準備をしなければならぬのかと、具体的なことになると、微妙なところも出てきますので、具体的に書くのか基本方針がどこまでそれに近づくのかむずかしいとは思いますが、まあ、そういう感想を持っています。

(笹原委員)

私のほうからは、18ページ19ページにある重大事態に関する文が長いので見出しを付ければということに関しましては、確かに見出しなどを付けていただいた方が分かりやすいのでその意見に賛同したいと思っております。それと、重大事態の本体の文書云々ではなく、私個人の意見ではありますが、重大事態の判断というのは本当に難しいところもあり、学校現場の方はあまり重大事態の認識を持ちたくないという意識も働いて、報告をあげてくるケースが遅れてしまうこともあるので、「何でもいから相談してください、一緒に考えよう」

という立場でいま考えているところです。これは文章とは関係ないことではありますが、個人的に感動したのは、先ほどおっしゃっていた「いじめ防止フォーラム」で壇上にパネラーとしてあがっていた、ある学校の生徒会長さんが「どうすればいじめがなくなるのか」という意見を問われたときに、彼が言った「信頼できる人間がいれば相談できる」と「相談できる大人が回りにたくさんいてくれたならば」について、実感として学校や教員だけではなくて、家庭・地域の方々にいじめのことを相談したときに子どもたちがその意見に納得して従えることができる信頼環境を作ることができたら、いじめ問題が少しでも大きくなる前に対応できるのではないかと強く感じました。個人的な感想を述べさせていただきます。

(藤原会長)

重大事態の書き込みが非常に多いということがありまして、学校現場から重大事態の認識についてどういったお気持ちがあるのかということ、学校現場の先生の委員さんに聞いてみたいと思いますが、松ヶ谷委員さんいかがでしょうか。重大事態のことは触れても触れなくてもどちらでもいいですので、よろしくをお願いします。

(松ヶ谷委員)

たくさん説明いただきまして、全部自分の中できちんと網羅できているかどうかというところへんで、まとまらないと申し上げたんですが、どれもこれも学校に求められているというのは至極もったもんな事だと受け止めています。学校としては当然やるべきことがここにきちんと書かれておりまして、重大事態につきましては、学校としては、生徒の命にかかわること、それが原因で本来保障されるべき学習権が奪われていくことについては、つかんだ時点ですぐに中学校でしたら市の教育委員会にあげていくことだと思っています。他のことについては異存はございませんので、つかみ次第というか概要がわかった時点で、まずは一報を入れるべきだと私は考えています。あとは、この条例で書かれているのは、ほとんどが学校向けの事ばかりなので、このことについては当然学校はやっていかねばならないことだと受け止めておりますが、この間のいじめ防止フォーラムに参加させていただきまして、そこで最後に生徒会長さんが「大人が日常的なところで、大人同士の悪口を言い合うということを慎んでほしい」とおっしゃったんです。学校はもちろん担っている責任はとても重いですし、一番早く見つけやすいということもその通りだと思うのですが、そのあたりのことを社会全体としてどう受け止めて、広報していくか、皆さんにどう溶け込んでいくかが、これからの課題なのかなと考えております。

(藤原会長)

矢田委員さん、重大事態についてはどうでしょうか。

(矢田委員)

本校の規定では校長が重大事態だと判断した場合には、とあります。ですから、現在の学校においては私が判断すると。ただ生徒事故報告によって毎月、生徒指導主事が県に報告をしていまして、その中でいじめがあった場合は概要を必ず報告しています。で、これは緊急だなと思った場合は、電話でまず第1報をいれておりますので、ブレのないように心がけております。

(藤原会長)

岡島さん、私立学校の方はどうでしょうか。

(岡島委員)

私立の学校でも、そこらへんは同じで、ただ、重大事態でだれが見ても明確に重大事態とわかるものはわかりやすくいいんですけど、線引きというところが、やはり最終的には私が判断することになると思います。ただそこをどの時点でというふうに、問題発生してどの時点でというのは正直いってじゃあこの時点でっていうのが申し上げられるのかということなかなか難しくって、ケースバイケースであったり、場合によっては調べていく中で最終的に判断するようなことが起こってくる場合もあるのかなと思うんですけど、規定をするということそのものが難しくなってくるのかなと私は思っているところです。

(藤原会長)

重大事態の対処を読みますと、重大事態かどうかがわからなくても保護者が重大事態ではないかと訴えをしてきたら、重大事態の取り扱いと同じようにするという事になっているわけですかね。学校と保護者とのせめぎあいみたいになってきて、どの段階で教育委員会に報告するかと、結構難しいのではないのかなと思ったりするんですけど、私立学校の場合、高校生に関してはすぐに御報告はされますでしょうけど、それは間違いなく。小中学校の場合も、基本的には、市町等教育委員会に速やかに報告することになるでしょうね。

(伊藤委員)

全体的な話です。まず5ページですが、(ア)の5行目「図る」の後に句読点がないので、御記載いただいたほうが良いと思います。次に質問ですが、そのペ

ージの12行目ですが、インターネット上の書き込みを業者に委託して早期発見や削除等の措置を行うという意味で書いてあると思われるのですが、実際、予算的な措置が講じられているかどうか、教えていただきたいと思います。3つ目が6ページの個人情報の保護という欄ですが、主語が書いてありません。学校と相談機関が個人情報の保護をするという理解でよろしいでしょうか。また、三重弁護士会も「こども弁護士ダイヤル」があり、相談機関としては適切に個人情報を管理する、漏らさないということが大事だと思いますが、目的外利用をしないことも重要だと思うので、明確に書く必要はないかもしれないが、「管理する」と一言入れてもらってもよろしいかなと思いました。5つ目ですが、6ページの一番下の30行目以下です。弁護士と記載いただいております、弁護士会としても取り組んでいかないといけないと意識を高めているところではありますが、スクールロイヤーといった制度が始まったので、その制度を、入れるべきか入れないべきかご検討いただきたいと思います。全国的にスクールロイヤー制度はそれほどたくさんないと聞いているので、先進的な取り組みでアピールするのであれば、入れていただいてもよいと思います。ただスクールロイヤー制度が継続されるか未確定なところもあると思いますので、もう一度御検討いただいてもいいのかなと思います。

次は、重大事態ですが、20ページのところ、正確には19ページの(5)以下のところになりますが、被害児童生徒・保護者に対しての説明の部分、20ページの4行目の③の部分について、「調査時期や期間についての報告を行う用途を示す」と書いてある部分です。おそらく調査になると委員として入る弁護士の負担が一番大きくなる関係もあって聞いておきたいのですが、用途を示すというのは被害者の方が安心するために大まかな用途という意味であると思います。ただ、どの程度明確に示す必要があるのか、お考えがあれば教えていただきたいです。弁護士としては普段の業務をしながら時間をとって調査することになるので、明確に言えないような場合もあるのではないかと、調査を進めると確認すべき対象が増え、期間が延びていくということもあるのではないかと、思います。経過報告を行うと書いてあるので状況の変化に応じて、期間が延びること等を伝えるという意味だと理解しますが、確認したいところです。それから、同じ20ページの24行目⑥の調査結果の提供の部分ですが、調査の結果についてどのような内容を提供するのか予め説明を行うと書いてあります。具体的にどの程度まで考えられておられるのか、おそらく生のデータを出すということはないと思いますので、報告書等に加工することが前提ではあると思いますが、最終的にまとめる報告書とは違うものをお渡しするというのも考えておられるのか気になりました。最後ですが、21ページ(6)にある調査結果の提供及び報告欄の後ですね、つまり結果が分かった後にその結果を踏まえた措置をとるとい

うことがあまり明確には書いてないですが、あえて明確に書いていないのか、それとも、何らか理由があってそういう形にしてあるのか、もし何かわかれば教えていただければと思います。以上です

(藤原会長)

はい、ありがとうございました。私も気になったところが一つありまして、5ページの今伊藤委員さんが指摘されました13行目から下で、ケータイってカタカナでケータイとかいてありますが日本語としてこんなふうに表記していいほど定着してきたのかなというふうに思いましたので、定着してるのであればそれでいいんですけど、本来なら携帯電話と書くべきところかなと思いました。今までの委員さんからの発言で、教育委員会の方から何かございますでしょうか。今の段階で。

(事務局)

たくさんあったので、もしかしたら漏れが出るかもしれませんので、あとで仰っていただければと思うんですけど。まず重大事態の判断、直ちにとということがどういうことなのかということで、これは特に国の方で示されているわけではないんです。先ほど藤原先生がおっしゃられたように、重大事態の疑いがあると、あるいは重大事態ではないかという申し入れがあった場合には、当然重大事態として調査をしていく基本的な方向性はありますので、このあたりは具体的には示しにくいところですけど、もしかしたら、これは重大事態ではないかなというふうな訴えがあった時には、それぞれの設置者等に、第1報で連絡入れるのでもいいのではないかと、第1報を入れることによって設置者と一緒に考えながら対処できるのではないかなと思うので、直ちにとというのが、どれくらいの時期なのかと具体的に言えないけど、そういうような捉え方でもって、疑いを持った時点で設置者等に連絡をいれる、報告をするというような基本的な考え方かなと私としては思っております。それから、当初の配慮の必要な子どもたちのというようなところになりますけど、ここではともかく学校の措置が取り上げられていますので、文科省の表現がこうだということではあるんですけど、学校のやるべき措置で謳われているところですので、当然教職員がこういうことについて理解すべきだというような表現になるのは当然だと思います。それから、県の条例とか他の関係の条例があったりとかいうようなこともあって、そういう整合性を図る必要も個人的にはあるかなと思うので、あとでこれは御相談させていただく必要があると思うんですけど、基本的には教職員が理解する、で、地域の方や保護者や子どもがこういう理解をしていかなあかんという必要性については、教職員が理解した上でそういうような理解を求めるような啓発である

とか、教育をしていくというような規定になっていくのかなというふうには思うんです。それから、この間のフォーラムの話を出していただいたんですけど、僕も心に残っているのが、大人の言動が子どもにすごい影響を与えるということを、生徒側の方から発言があったので、そういうあたりも方針中に記載できたらなとちょっと思いました。

それから、伊藤委員の方からいくつかいただいておりますけど、まずこの、パトロールの方は山口課長の方から答えてもらおうと思うんですけど、6ページの個人情報の保護については、主語がないということで、ここはきちんともう一度精査して考えてみないといけないなと思っております。それとは別に、個人情報の保護をしていかなければいけないのですが、事件性とか、命に係わる等緊急性のある事案に関しては、保護っていうだけでは子どもたちの命が守れないといった場合もあるので、関係機関が互いに連携をして情報共有をしていく必要性が多分出てくると思うので、条例の第19条の学校相互間等の連携協力体制の整理というような規定がありまして、ここでは等というのは学校だけではなくて関係機関等も含めて「等」と呼んでいて、この「等」の中にそういう相談機関等も含まれるわけですが、そういう機関が、そういう緊急性のある情報が入った場合は、その情報を横流しではないですけど、共有することによって子どもたちの命を守るという行動を起こさなければいけないということが、19条で確保されていますので、完全に保護するというものではなくて、場合によってはお互い相互連携しながら子どもたちの命を守っていくことができると、そういう風になっていますので、個人情報の保護についてはそういう風なことです。それから同じく6ページの弁護士等の専門家と連携してということで、昨年度から三重弁護士会と勉強させていただいて、いろんな取組を行っているということで、スクールロイヤーという表現については、私どもは条件的に使っておりますので、そこらへんは検討させていただきたいと思っております。ここへはどういった表現ができるのかといったことも含めて検討させていただきたいと思っております。それから、19ページの20行目のところ、③のところの調査機関のことを一定どのように説明していくのかということになりますけども、事案によって様々だと思うんです。だから、半年で調査しますよって言い切るんじゃなくて、一定これぐらいのことを調査していく必要があるんで、おおよそ半年ぐらいかかりますよとか、ただ、調査の内容によってはそれ以上かかる場合もあるかもわかりませんというような程度の説明になると思っております。だから具体的にここまでっていうのは示せないと思っております。どんな事案についても。そういうような表現になっていくんだらうなと思っております。

それから、結果内容をお知らせしていくということですが、これは、先ほどの話ではないですけど、個人情報の保護という観点もありますので、当然その個

人情報を保護しつつ、全体的にこう開示していくということは難しいところもありますので、それぞれの事案状況によって、内容を説明していくことになるんですけど、被害者側の保護者ときちんと話をして、こういう理由でここまでできませんなど、理解を得たうえで進めていくべきだと思いますので、一概には言いきれないところもあるんですけども、そんなふうに進めていくのがいいのかなと思っております。私のほうからは以上なんですけども、ネットパトロールのこととケータイの表現の2点については山口課長のほうから説明させていただきます。ありがとうございました。

(山口課長)

失礼いたします。5ページの13行目以降のインターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進の情報教育というところの、まず監視業者に委託して云々というところですけど、実際にこれまでに予算措置をしてございまして、業者に委託し、年に3回時期を決めて検索をしております。この11月1日から2回目の検索の時期になっておりまして、業者の方でウォッチングをしていただいているところです。その時期も特に11月のいろんな行事の終わった後で、子どもたちの関係性も変わりやすい時期であるということと、あとは夏休み明け前後という時期を指定して業者の方に監視をしてもらっています。最近のSNSはなかなか検索が入れなくて、難しいところがあるんですけど、twitterであったり掲示板であったり子どもたちが個人情報をあげていたりとか、人を中傷するような書き込みをしていたりとか、やはり検索場所はともかく、業者は見つけてまいりますので、これについては続けていきたいと考えておりますし、予算措置についても頑張りたいなと思っております。それから、ケータイとネットという表記があるんですけど、国の方針のほうにはインターネット上のいじめという表記をしてもらっています。私たちも去年子どもたちの携帯電話、スマートフォンに係る調査を実施したんですけど、スマートフォン等の利用に係る実態調査という名目でしました。国の方針が出たときには、まだケータイというのが一般的なものであったと思うんですけど、利用のほうはほとんどスマートフォンになっていますので、ケータイという書き方、それからネットというのもインターネットと記載したほうがよろしいと思いますので、そこについては、見直していきたいと思っております。

(藤原会長)

教育委員会からのお話を受けてさらに委員さんのほうから何かありますでしょうか。重大事態は、本当はこういうことがなければいいんですけど、重大事態の起きた場合の解決マニュアルってこれになっていくんですよね。そうすると、

ほかの部分と比べてすごく詳細なんですよねここが。こんなに詳細に書く必要があるのかなと印象を持っているんですけど、事前に調査機関を示すとか、どのような内容を提供するか、あらかじめ説明するとか、完全にマニュアル事項などで、基本方針になるのかどうかって、これはどうなんでしょうか。

(事務局)

そこはおっしゃられると思っておったんですけど、実は前回ちょっとお話をさせてもらったかと思うんですけど、国の方で重大事態に係るガイドラインというのが平成29年3月に出されていて、その前に国の方で、不登校・重大事態の指針というのが出されていて、いっぱい国のほうから指針やガイドラインが出ているので、あちこち見るよりも、この県の方針に重大事態の手続き上のものだけは、きちんと整理して基本的なスタイルだけは書いておいたほうが先生方にとっては見やすいのかなという風なことで、県の方針に、基本的な手続き的なことだけは、ガイドラインとか方針から引用して書いておこうという考え方でこういう形になっているということなんです。

(藤原会長)

理解できますけど、それを別冊とか別紙とかにすると余計にややこしくなるということですよ。他の委員の皆さんはいかがでしょうか。ですから、教育委員会としては、学校現場で先生方を見て、これ1冊あると一応いじめのことはこういう風にすればいいんだなと一通りわかると、条例に基づいてこうすればいいんだなと理解できると、こういうものを目指しているんだということですね。現場の使われる先生、矢田委員さんよろしいですか。松ヶ谷委員さん。

(松ヶ谷委員)

具体的に示していただいたほうが私たちは使いやすいですが、これが方針として外に出ていくのにふさわしいのかどうかというところわかりません。

(岡島委員)

現場的には非常にありがたいことですね。

(藤原会長)

基本方針というよりは、基本マニュアルな感じなんですよこれは。方針のなかにいろんな手続きが書いてあるという印象を受けるので。法制度的にはどうなんでしょうね。

(伊藤委員)

名称次第だと思うので、別に方針という名称はいけないというわけではないと思います。

(藤原会長)

マニュアルと理解すれば、マニュアルでいいというわけですね。教育委員会としてはこれで行きたいと。学校の先生方にはこれが一番便利がいいだろうと。

(事務局)

私どもの考えとしてはそうなんですけど。

(藤原会長)

委員の皆さんからも特に違和感とかなないのでいいとは思いますが。また、いじめを巡る地域の活動とか、親の活動が出てきて将来基本方針を改訂しなければいけないという時期が来ましたら、もうちょっと県民総がかりでということ意識したものにしていって、マニュアル的なものは学校向けマニュアルとして作るとしていったほうがいいのかもかもしれませんよね、将来。そのほうが文書としてきれいな気がしますよね。美的で尚且つ学校で使いやすいというのをつくらなければと思いますけど。他にいかがでしょうか。今まで出てきた内容、意見含めて何でも結構ですので。

(岡島委員)

学校というくくりで、公立学校も私立学校も含めて基本方針にのっとって、基本的には公立の学校がメインで、私立の学校は同様の支援がいただけるといった形で理解していいのかなと思っているんですけど、そのなかで1点、今出てきた5ページのインターネットのところなんですけど、書き込みなどこれが一番厄介なところですね。いじめにつながる一番の大きな要因かなと個人的には思っているんですけど、監視業者に委託してといった文言があるんですけど、実は私立の学校はここは全くご支援いただいていない、うちでは学校として実はさせてもらっています。全く別で。実は何年前だったか公立学校教育委員会の方で民間業者に委託してこういうことをしているといったことをお聞きして、私立学校の方も仲間に入れてもらえないかという働きかけを確かしたと思うんですよ。ただその時には断られまして、私学協会として何校か学校を集めて、結構費用的にはかかるものですから、まとまって値段交渉して若干安くしてもらうということをしましたので、今後機会があれば、入れてもらえるよう検討してもらえたらなと思います。よろしくお願いします。

(藤原会長)

ここで答弁をいただくわけにはいかないと思いますので、これは検討ということで。私学の生徒と公立学校の生徒がネットでトラブルということはありますものね。他にいかがでしょうか。もしないようでしたら、これで議論を打ち切りたいと思うんですがよろしいでしょうか。それでは打ち切りをさせていただきます。さらに最終的な微調整があると思いますし、どこかの市町の教育委員会からさらに意見を出したいということがあるみたいなので、それを踏まえて、微調整ですまないということもあるかもしれません。一応、委員の皆さんには御はかりをしたいと思いますが、今日話し合った骨子が変わらないということであれば、微調整部分は事務局と会長との協議に御一任いただきたいと思います。ただ、根幹にかかわる調整が必要であるとか、新たな書き込みをするとか、基本的な部分を変えるとか、大きな調整がありました場合は第3回協議会を招集したいとご提案をしたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。それでは、委員の皆さんの同意を得られたということをお願いしたいと思います。それでは、私のほうの司会を終わらせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

(事務局)

すいません。1点確認ということで。資料5の重大事態の報告とか調査のフロー図を方針の巻末に入れようかなと思っておりまして、県立学校、私立学校、市町立学校の学校を分けてこういう流れになるということを示しているフロー図があるわけなんですけど、これについてご意見があればいただけないかと。

(藤原会長)

もう一度議事に戻りまして進行させていただきます。おそらく重大事態の書き込み部分がしっかり書いてあって複雑なんで、こういうフローがあれば現場では解りやすいんじゃないかということだと思んですが、これを別表ではないですけど別資料として付けるということですね。方針の最後に付けるということですね。これについては委員の皆さんいかがでしょうか。私は問題ないと思いますが委員の皆さんはご賛同いただけますか。はい、それではその点については了承得られたということをお願いいたします。

(山口課長)

ありがとうございました。本日は大変貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。最後に諸連絡をさせていただきます。

(事務局)

すいません。私のほうから今後のことについて説明させていただきます。先ほど、藤原会長の方から今後の進め方について図らせていただいて、今後大きな変更がなければ会長の方に一任ということをお願いするということですが。今日いただいた意見と、後に市町から出てくる意見を踏まえて、11月30日に三重県いじめ問題対策審議会を開催して、そこでもご意見を頂戴する予定です。そこで出た意見も含めて、12月中に精査して調整をしたうえで、会長の方に一度ご確認いただいたうえでその後どうするのかということについてご判断いただきたいと考えております。特段大きな修正がなければ、会議は開かずに1月末の改定を目標に進めていきたいと思っております。2月に入ったら、県の方針の改定ということで市町等教育委員会とか学校とか、関係諸機関・団体の方に向けて、こういう風に改定をしましたという周知をしていきたいと思っております。そういったことを踏まえて、各学校の方で方針の見直しとかを進めていただくと考えております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

(山口課長)

これをもって本日の三重県いじめ問題連絡協議会、閉会とします。ありがとうございました。